



会報

No.41

2017年1月1日発行

発行／日本コンプライアンス・オフィサー協会 発行責任者／菊池一男
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3番21号 電話 (03) 3267-4826 ホームページ <http://jcoa.khk.co.jp/>

超高齢社会におけるコンプライアンス

日本コンプライアンス・オフィサー協会会長 長谷川 俊明

2016年5月、消費者契約法の改正法案が国会を通過し、同年6月3日に公布されました。施行日は2017年6月3日です。

今回の改正は、「消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差に鑑み、契約の取消しと契約条項の無効等を規定」(消費者庁)しています。

消費者契約法は、事業者と消費者間で行われる、いわゆるB to Cの契約を規律します。その目的は、消費者保護にあるのですが、今回の改正はとくに高齢の消費者を守るためになされました。

本改正法案(要綱)は、冒頭で「高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るため、…(略)…消費者契約法の一部を次のように改正する」と述べています。

消費者庁がつくった改正法案の説明資料の中で新たな契約取消事由導入に向けた課題事例としたものは「高齢者の判断能力の低下等に付け込んで、大量に商品を購入させる被害事案」でした。

言うまでもなく、判断能力の低下は高齢になればなるほど、程度の差はあれ、誰でも経験します。また、超高齢社会の進展とともに、そうした高齢者の数は今後ますます増加していきます。

そうした大きな変化のなかで、高齢者を相手として契約をする企業に最も求められることは、相手を思いやり弱い立場につけ込まない“自制的コンプライアンス”です。

この関連で、金融商品取引業者は適合性ルールの遵守を求められている点が重要です。金融商品取引法の下で、投資勧誘するに際しては、投資者の投資目的・財産状態や投資経験などに鑑みて不適合な投資のための契約を勧誘してはならないからです。

財産のない人に借金をさせて証券取引をさせることは、このルール違反の典型例とされます。高齢者の判断力の低下につけ込んで金融商品を大量に購入させるのは、この適合性ルールに反するどころか、詐欺の不法行為にもなりうるといわなくてはなりません。

法令を中心とした社会のルールを守りましょう、というだけでは漠然としすぎていて、あまり切実感はありません。半面、社会経済環境が変化するなかで各論的に求められるようになったコンプライアンスは、身近でずっとわかりやすい内容をもって、金融機関にも当面の課題への対応を迫ります。

コンプライアンス・オフィサー認定試験 成績結果

昨年10月23日(日)に実施いたしました第39回コンプライアンス・オフィサー認定試験の試験結果がまとまりましたのでご報告いたします。

●金融コンプライアンス・オフィサー 1 級

成績結果は、〔表-1〕のとおりです。

応募者数884名中受験者は686名で、認定者は202名でした。認定率は29.45%、平均点は51.84点で、ともに前を下回りました。

問題では、〔問題-6〕背任罪は頻出のテーマであり、受験者の理解が定着していることがうかがえる結果となりました。

一方で、〔問題-3〕法令等違反行為への対応、〔問題-4〕守秘義務、が低調でした。これらの問題では、設問の趣旨についての理解が不十分で、求められている解答内容と異なる記述がなされている答案が散見され、低調な結果の要因の1つとなりました。

問題を解答する際には、問題内容や設問の趣旨を適切に理解し、論理的に記述をすることが高得点につながります。

●金融コンプライアンス・オフィサー 2 級

成績結果は、〔表-2〕のとおりです。

応募者数5,929名中受験者は5,446名で、認定者は3,981名でした。認定率は73.10%、平均点は68.22点で、ともに前を上回りました。

正解率が30%を下回った問題は、〔問-45〕代筆の1問で、前回より3問減りました。「代筆」はよく出題されるテーマであり、実務においても、取扱いに不備があるとトラブルのもととなり、コンプライアンス上、問題が生じますので、確実に知識を習得しておくことが必要です。

また、かろうじて正解率30%は上回りましたが〔問-16〕利益相反取引、〔問-17〕手形・小切手も低調な結果でした。「利益相反取引」はコンプライアンス上、重要なテーマであり、「手形・小切手」は実務における基本知識のうちの1つでもあります。

「利益相反取引」と「手形・小切手」の問題は、毎回正解率が高くない結果となっていますが、苦手意識をもつことなく、知識の基礎を固めることが求められます。

●保険コンプライアンス・オフィサー 2 級

成績結果は、〔表-3〕のとおりです。

応募者数1,117名中受験者は1,008名で、認定者は664名でした。認定率は65.87%、平均点は63.46点で、ともに前を上回りました。

正解率が30%を下回った問題は、〔問-14〕保険の募集行為、〔問-26〕保険契約者の不在、〔問-29〕保険契約者以外の者からの契約内容の照会、〔問-32〕保険金受取人の先死亡後の保険金受取人と受取割合の4問で、前回から3問減りました。

〔問-32〕は、死亡保険契約の保険金受取人が保険契約者兼被保険者よりも先に死亡し、新たな保険金受取人の指定がないまま保険契約者兼被保険者も死亡した場合の保険金受取人とその受取割合についての理解を問う問題でした。この事例で保険金受取人となった各相続人の保険金請求権の取得割合は、その人数に応じて平等な割合になると解され（民法427条、最判平成5・9・7）、一般的に保険約款でも同様の定めがあります。

取り扱う保険約款の内容はよく確認し、その根拠となる法令や判例についても理解しておくことが大切です。

〔表－１〕 金融コンプライアンス・オフィサー１級 業態別成績一覧表

	都・ 特 銀	地 銀	信 託	第 二 地 銀	信 金	信 組	信・ 連 農・ 協	労 金	生・ 保 損・ 保	証 券	郵 政	他団体 個人	全 体
応募者数(名)	11	337	174	21	108	24	32	11	3	0	60	103	884
応募比率(%)	1.24	38.12	19.68	2.38	12.22	2.71	3.62	1.24	0.34	0.00	6.79	11.65	100.00
受験者数(名)	7	271	119	17	90	21	26	6	1	0	50	78	686
受験率(%)	63.64	80.42	68.39	80.95	83.33	87.50	81.25	54.55	33.33	0.00	83.33	75.73	77.60
認定者数(名)	2	68	47	4	26	3	3	1	0	0	12	36	202
認定率(%)	28.57	25.09	39.50	23.53	28.89	14.29	11.54	16.67	0.00	0.00	24.00	46.15	29.45
平均点(点)	49.29	51.97	53.57	50.41	50.29	42.71	47.81	52.83	46.00	0.00	48.28	57.21	51.84
年齢(歳)	43.1	38.0	38.6	42.5	40.3	41.3	45.1	38.8	47.0	0.0	50.0	41.5	40.2
勤続年数(年)	20.3	14.9	15.0	18.3	17.8	14.2	22.3	15.3	8.0	0.0	25.0	16.6	16.6

※ 認定基準は60点(以上)です。表中の平均点・年齢・勤続年数は受験者の数値です。

〔表－２〕 金融コンプライアンス・オフィサー２級 業態別成績一覧表

	都・ 特 銀	地 銀	信 託	第 二 地 銀	信 金	信 組	信・ 連 農・ 協	労 金	生・ 保 損・ 保	証 券	郵 政	他団体 個人	全 体
応募者数(名)	233	999	616	378	1,051	497	1,077	112	10	3	26	927	5,929
応募比率(%)	3.93	16.85	10.39	6.38	17.73	8.38	18.16	1.89	0.17	0.05	0.44	15.64	100.00
受験者数(名)	220	925	562	346	967	463	994	107	9	3	25	825	5,446
受験率(%)	94.42	92.59	91.23	91.53	92.01	93.16	92.29	95.54	90.00	100.00	96.15	89.00	91.85
認定者数(名)	204	786	510	251	662	229	548	86	8	3	23	671	3,981
認定率(%)	92.73	84.97	90.75	72.54	68.46	49.46	55.13	80.37	88.89	100.00	92.00	81.33	73.10
平均点(点)	75.87	71.41	74.19	68.20	66.37	60.35	62.28	68.80	76.44	64.67	79.76	71.77	68.22
年齢(歳)	31.7	30.3	28.8	29.7	31.8	29.6	37.7	31.5	46.2	32.3	44.1	34.3	32.4
勤続年数(年)	7.4	7.1	4.9	6.1	9.1	6.8	14.4	7.4	21.8	7.0	23.7	8.6	8.6

※ 認定基準は60点(以上)です。表中の平均点・年齢・勤続年数は受験者の数値です。

〔表－３〕 保険コンプライアンス・オフィサー２級 業態別成績一覧表

	都・ 特 銀	地 銀	信 託	第 二 地 銀	信 金	信 組	信・ 連 農・ 協	労 金	生・ 保 損・ 保	証 券	郵 政	他団体 個人	全 体
応募者数(名)	0	122	0	5	69	11	318	0	273	0	32	287	1,117
応募比率(%)	0.00	10.92	0.00	0.45	6.18	0.98	28.47	0.00	24.44	0.00	2.86	25.69	100.00
受験者数(名)	0	116	0	5	65	10	300	0	237	0	30	245	1,008
受験率(%)	0.00	95.08	0.00	100.00	94.20	90.91	94.34	0.00	86.81	0.00	93.75	85.37	90.24
認定者数(名)	0	85	0	3	38	5	117	0	188	0	20	208	664
認定率(%)	0.00	73.28	0.00	60.00	58.46	50.00	39.00	0.00	79.32	0.00	66.67	84.90	65.87
平均点(点)	0.00	65.09	0.00	64.40	61.45	56.40	55.79	0.00	67.70	0.00	65.93	68.50	63.46
年齢(歳)	0.0	37.6	0.0	41.4	38.1	34.2	38.9	0.0	39.8	0.0	41.7	43.4	40.1
勤続年数(年)	0.0	15.7	0.0	18.3	15.2	10.6	16.6	0.0	15.4	0.0	15.8	18.1	16.4

※ 認定基準は60点(以上)です。表中の平均点・年齢・勤続年数は受験者の数値です。

第39回 金融コンプライアンス・オフィサー 2 級試験 都道府県別認定率ランキング

第39回コンプライアンス・オフィサー認定試験の成績結果につきましては2、3頁でご紹介しましたが、金融コンプライアンス・オフィサー2級で認定率が上位5位の都道府県は下記のとおりです。

*申込20名以上の団体を対象としています。また、「都道府県別」については、各団体の本店所在地を都道府県に置き換えて集計・作成しています。

★金融コンプライアンス・オフィサー2級認定率…全国平均73.10%

		認定率	受験者数	認定者数
1位	京都府	96.77%	62名	60名
2位	神奈川県	93.02%	43名	40名
3位	愛媛県	89.51%	143名	128名
4位	富山県	89.36%	47名	42名
5位	北海道	85.71%	91名	78名

〔2017年3月実施〕

コンプライアンス・オフィサー認定試験のご案内

実施日	願書受付期間	実施種目	出題形式	実施時間	受験料
第40回 2017年 3月5日(日)	2017年 1月5日(木) ～1月18日(水) 必着	J Aコンプライアンス3級	三択一マークシート式	13:30～15:00 (90分)	3,240円 (税込)

〔2017年6月実施〕

コンプライアンス・オフィサー認定試験のご案内

実施日	願書受付期間	実施種目	出題形式	実施時間	受験料
第41回 2017年 6月4日(日)	2017年 4月3日(月) ～4月20日(木) 必着	金融コンプライアンス・ オフィサー1級	記述式	13:30～16:30 (180分)	6,480円 (税込)
		金融コンプライアンス・ オフィサー2級	四択一マークシート式	10:00～12:30 (150分)	4,320円 (税込)
		金融個人情報保護 オフィサー2級	三択一式/ 事例付記述式	10:00～12:30 (150分)	4,320円 (税込)